

平成 19 年 2 月 21 日

各 位

会 社 名 トレンドマイクロ株式会社
代表者名 代表取締役社長 エバ・チェン
(コード番号 4 7 0 4 東証第一部)

問合せ先 代表取締役 COO 兼 CFO マヘンドラ・ネギ
(TEL. 0 3 - 5 3 3 4 - 4 8 9 9)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、定款の一部変更について下記のとおり平成 19 年 3 月 27 日開催予定の当社第 18 期定時株主総会に提案することを決議いたしましたので、お知らせ致します。

記

1. 変更の理由

(1) 「会社法」(平成 17 年法律第 86 号)および「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成 17 年法律第 87 号 以下「整備法」といいます。)ならびに「会社法施行規則」(平成 18 年法務省令第 12 号)および「会社計算規則」(平成 18 年法務省令第 13 号)が平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、次のとおり変更を行なうものであります。

①会社法施行時に整備法により定款に定めがあるものとみなされている事項について、当該事項の反映をする規定の新設または変更を行なうものであります。(変更案第 4 条、第 7 条、第 11 条)

②会社法に対応した用語および引用条文の変更を行なうとともに、一部字句の修正、条数の変更その他所要の変更を行なうものであります。

③単元未満株式について、行使することができる権利を規定するものであります。(変更案第 10 条)

④定款に定めを設けることにより、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載等すべき情報を会社法施行規則および会社計算規則の定めに従ってインターネットで提供することを可能にするため、規定の新設を行うものであります。(変更案第 16 条)

⑤株主総会において議決権の代理行使を行う代理人の員数を定めるものであります。(変更案第 18 条)

(2) 株主の皆様の利便性の向上や周知性の向上および手続き等の合理化を図るため、当社の公告方法を電子公告に変更し、併せてやむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合の公告方法を定めるものであります。(変更案第 5 条)

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

以上

【別紙】

(下線は変更部分を示しております。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条 (商 号) 当社は、トレンドマイクロ株式会社と称し、英文では Trend Micro Incorporated と称する。</p> <p>第 2 条 (目 的) 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 電子部品の製造、販売及び輸出入 2. 家庭用電気製品の製造、販売及び輸出入 3. 通信機器の製造、販売及び輸出入 4. 医療機器の製造、販売及び輸出入 5. コンピューターソフトウェアの設計、販売及び輸出入 6. コンピューター機器、関連製品の設計、販売及び輸出入 7. コンピュータシステムの運用管理、保守 8. コンピュータシステムに関するコンサルティング 9. 前各号に付帯する一切の事業 <p>第 3 条 (本店の所在地) 当社は、本店を東京都渋谷区に置く。</p> <p>(新設)</p> <p>第 4 条 (公告の方法) 当社の公告は、日本経済新聞に掲載してする。</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>第 5 条 (発行する株式の総数) 当社の発行する株式の総数は、250,000,000 株とする。</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条 (商 号) (現行どおり)</p> <p>第 2 条 (目 的) (現行どおり)</p> <p>第 3 条 (本店の所在地) (現行どおり)</p> <p><u>第 4 条 (機関)</u> 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> <u>(1) 取締役会</u> <u>(2) 監査役</u> <u>(3) 監査役会</u> <u>(4) 会計監査人</u> <p>第 5 条 (公告の方法) 当社の公告方法は、<u>電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</u></p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>第 6 条 (発行可能株式総数) 当社の<u>発行可能株式総数</u>は、250,000,000 株とする。</p>

【別紙】

(下線は変更部分を示しております。)

現行定款	変更案
<p>(新設)</p> <p>第 6条 (自己株式の取得) 当社は、<u>商法第211条/3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</u></p> <p>第 7条 (1単元の株式の数) 当社の<u>1単元の株式の数は、500株とする。</u></p> <p>第 8条 (単元未満株券の不発行) <u>当社は、1単元の株式の数に満たない株式に係る株券を発行しない。</u></p>	<p>第 7条 (株券の発行) <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>第 8条 (自己の株式の取得) 当社は、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</p> <p>第 9条 (単元株式数および単元未満株券の不発行) 当社の単元株式数は、500株とする。 <u>2 当社は、第7条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</u></p> <p>(削除) 変更案第9条に統合</p>
<p>(新設)</p> <p>第 9条 (名義書換代理人) 当社は、<u>株式につき名義書換代理人を置く。</u> 2. <u>名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定する。</u> 3. <u>当社の株主名簿(実質株主名簿を含む、以下同じ。)及び株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、単元未満株式の買取り、実質株主通知の</u></p>	<p>第 10条 (単元未満株式についての権利) <u>当社の株主(実質株主を含む、以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u> <u>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u> <u>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u> <u>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p> <p>第 11条 (株主名簿管理人) 当社は、<u>株主名簿管理人を置く。</u> 2. <u>株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。</u> 3. <u>当社の株主名簿(実質株主名簿を含む、以下同じ。)、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備置きその他株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当</u></p>

現行定款	変更案
<p><u>受理、株券喪失登録、その他株式に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当会社においてはこれを取扱わない。</u></p> <p><u>第10条（株式取扱規則）</u> 当会社の株券の種類並びに株式の名義書換、<u>単元未満株式の買取り、実質株主通知の受理、株券喪失登録、その他株式に関する取扱い及び手数料については、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p> <p><u>第11条（基準日）</u> 当会社は、<u>毎営業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主(実質株主を含む、以下同じ。)</u>をもって、その決算期に関する<u>定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</u> 2. <u>前項のほか、必要がある場合は、取締役会の決議により、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者をもって、その権利を行使すべき株主又は登録質権者とすることができる。</u></p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株 主 総 会</p> <p><u>第12条（招 集）</u> 当会社の定時株主総会は、毎年3月に招集し、<u>臨時株主総会は、必要に応じて招集する。</u></p> <p><u>（新設）現行定款第11条から移設</u></p> <p><u>第13条（議 長）</u> <u>（新設）</u></p> <p><u>株主総会の議長は、取締役、株主、従業員、顧問弁護士の中からあらかじめ取締役会が定めた者がこれに当たる。その者に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の者がこれに代わる。</u></p>	<p><u>会社においては取り扱わない。</u></p> <p><u>第12条（株式取扱規則）</u> 当会社の株主及び新株予約権者の権利行使並びに株式及び新株予約権に関する取扱い及び手数料は、<u>法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p> <p style="text-align: center;">（削除）変更案第14条に移設</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株 主 総 会</p> <p><u>第13条（招 集）</u> <u>（現行どおり）</u></p> <p><u>第14条（定時株主総会の基準日）</u> <u>当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年12月31日とする。</u></p> <p><u>第15条（招集権者及び議長）</u> <u>株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役が招集する。</u> 2 <u>取締役、株主、従業員、顧問弁護士の中からあらかじめ取締役会が定めた者が株主総会の議長となる。その者に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序に従い、他の者が株主総会の議長となる。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(新設)</p> <p>第14条 (決議の方法) 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもってこれを行う。 2. <u>商法第343条の定めによるべき株主総会の決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p> <p>第15条 (議決権の代理行使) 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、議決権を行使することができる。 2. <u>前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。</u></p> <p>第16条 (議事録) <u>株主総会における議事の経過の要領及びその結果は、議事録に記載又は記録し、議長並びに出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名を行う。</u></p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第17条 (取締役の員数) 当会社の取締役は、8名以内とする。</p> <p>第18条 (取締役の選任) 取締役は、株主総会において選任する。 2. <u>取締役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</u></p>	<p>第16条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類(当該連結計算書類に係る会計監査報告及び監査報告を含む。)に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>第17条 (決議の方法) 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。 2. <u>会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p> <p>第18条 (議決権の代理行使) 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。 2. <u>株主又は代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。</u></p> <p>(削除)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第19条 (取締役の員数) (現行どおり)</p> <p>第20条 (取締役の選任) (現行どおり) 2. <u>取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をも</u></p>

現行定款	変更案
<p>3. <u>取締役の選任決議は、累積投票によらない。</u></p> <p>第19条（取締役の任期） <u>取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2. <u>任期満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。</u></p> <p>3. <u>増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。</u></p> <p>第20条（取締役会の招集及び議長） <u>取締役会は、取締役会長がこれを招集し、その議長となる。取締役会長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。</u></p> <p>2. <u>取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときはこの期間を短縮することができる。</u></p> <p>第21条（役付取締役） <u>取締役会の決議をもって、取締役の中から、取締役社長1名を選任し、必要に応じて取締役会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選任することができる。</u></p> <p>第22条（代表取締役） <u>取締役社長は、当会社を代表し、会社の業務を統括する。</u></p> <p>2. <u>取締役会の決議をもって、会社を代表する取締役を定めることができる。</u></p> <p>(新設) 現行定款第20条第1項から移設</p>	<p>って行う。</p> <p>3. <u>取締役の選任決議は、累積投票によらない。</u></p> <p>第21条（取締役の任期） <u>取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2. <u>任期満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。</u></p> <p>3. <u>増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。</u></p> <p>(削除) 変更案第23条に移設</p> <p>第22条（代表取締役及び役付取締役） <u>取締役会の決議をもって、代表取締役を選定する。</u></p> <p>2. <u>取締役会の決議をもって、取締役の中から、取締役社長1名を選定し、必要に応じて取締役会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p> <p>3. <u>取締役社長は、当会社を代表し、会社の業務を統括する。</u></p> <p>(削除) 変更案第22条に統合</p> <p>第23条（取締役会の招集権者及び議長） <u>取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き取締役会長が招集し、議長となる。</u></p> <p>2. <u>取締役会長に事故があるときは、あらか</u></p>

現行定款	変更案
<p>(新設) 現行定款第 20 条第 2 項から移設</p> <p>第 2 3 条 (取締役会の決議の方法及び決議の省略) 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その取締役の過半数をもって行う。 2. 前項の規定にかかわらず、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役(当該事項について議決に加わることができる者に限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、当該提案について監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</p> <p>第 2 4 条 (取締役会の議事録) <u>取締役会における議事の経過の要領及びその結果は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名を行う。</u></p> <p>第 2 5 条 (取締役会規則) 取締役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規則による。</p> <p>第 2 6 条 (取締役の責任免除) 当社は、<u>商法第 266 条第 1 項第 5 号</u>の取締役の責任について、取締役会の決議をもって法令の限度において免除することができる。 2. 当社は、<u>社外取締役との間に、商法第 266 条第 1 項第 5 号の責任について、金 1,000 万円以上の予め定めた額又は商法第 266 条第 19 項各号の金額の合計額のいずれか高い額を限度とする契約を締結することができる。</u></p>	<p><u>じめ取締役会の定めた順序に従い、他の取締役が招集し、議長となる。</u></p> <p>第 2 4 条 (取締役会の招集通知) <u>取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の 3 日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときはこの期間を短縮することができる。</u></p> <p>第 2 5 条 (取締役会の決議の方法及び決議の省略) 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その取締役の過半数をもって行う。 2. 前項の規定にかかわらず、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役(当該事項について議決に加わることができる者に限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、当該提案について監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</p> <p>(削除)</p> <p>第 2 6 条 (取締役会規則) 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。</p> <p>第 2 7 条 (取締役の責任免除) 当社は、<u>会社法第 426 条第 1 項の規定により、同法第 423 条第 1 項の取締役(取締役であった者を含む。)</u>の責任について、取締役会の決議をもって法令の限度において免除することができる。 2. 当社は、<u>会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、同法第 423 条第 1 項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、金 1,000 万円以上の予め定めた額又は法令</u></p>

現行定款	変更案
<p>第27条（取締役の報酬及び退職慰労金） 取締役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議をもってこれを定める。</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p>第28条（監査役の数） 当社の監査役は、4名以内とする。</p> <p>第29条（監査役の選任） 監査役は、株主総会において、選任する。 2. 監査役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議をもってこれを行う。</p> <p>第30条（監査役の任期） 監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。</p> <p>第31条（常勤監査役） 監査役は、互選により、常勤監査役を選任する。</p> <p>第32条（監査役会の招集通知） 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発するものとする。 ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>第33条（監査役会の決議の方法） 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを行う。</p> <p>第34条（監査役会の議事録）</p>	<p>が規定する額のいずれか高い額とする。</p> <p>第28条（取締役の報酬等） 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によってこれを定める。</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p>第29条（監査役の数） （現行どおり）</p> <p>第30条（監査役の選任） （現行どおり） 2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議をもって行う。</p> <p>第31条（監査役の任期） 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。</p> <p>第32条（常勤監査役） 監査役会の決議をもって、常勤の監査役を選定する。</p> <p>第33条（監査役会の招集通知） 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>第34条（監査役会の決議の方法） （現行どおり）</p> <p>（削除）</p>

現行定款	変更案
<p><u>監査役会における議事の経過の要領及びその結果は、議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名を行う。</u></p>	
<p>第35条（監査役会規則） 監査役に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規則による。</p>	<p>第35条（監査役会規則） 監査役に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規則による。</p>
<p>第36条（監査役の責任免除） 当社は、<u>会社法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の責任について、取締役会の決議をもって法令の限度において免除することができる。</u> 2. 当社は、<u>社外監査役との間に、会社法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、常勤監査役については金1,000万円以上、非常勤監査役については金240万円以上のそれぞれ予め定めた額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p>	<p>第36条（監査役の責任免除） 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の責任について、取締役会の決議をもって法令の限度において免除することができる。</u> 2. 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、常勤監査役については金1,000万円以上、非常勤監査役については金240万円以上のそれぞれ予め定めた額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p>
<p>第37条（監査役の報酬及び退職慰労金） 監査役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議をもってこれを定める。</p>	<p>第37条（監査役の報酬等） 監査役の報酬等及び退職慰労金は、株主総会の決議によってこれを定める。</p>
<p>第 6 章 計 算</p>	<p>第 6 章 計 算</p>
<p>第38条（営業年度） 当社の営業年度は、毎年1月1日から12月31日までとし、毎営業年度末日を決算期とする。</p>	<p>第38条（事業年度） 当社の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までの1年とする。</p>
<p>第39条（利益配当金） 当社の利益配当金は、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主もしくは登録質権者に対し、これを支払う。</p>	<p>第39条（剰余金の配当の基準日） 当社の期末配当の基準日は、毎年12月31日とする。</p>
<p>第40条（中間配当金） 当社は、取締役会の決議により、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主もしくは登録質権者に対し、<u>商法293条ノ5に定める金銭の分配（以下中間配当という。）</u></p>	<p>第40条（中間配当） 当社は、取締役会の決議によって、毎年6月30日を基準日として中間配当を行うことができる。</p>

【別紙】

(下線は変更部分を示しております。)

現行定款	変更案
<p>を行うことができる。</p> <p>第41条 (利益配当金等の除斥期間) 利益配当金及び中間配当金が、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払いの義務を免れる。 2. 未払いの利益配当金及び中間配当金には利息をつけない。</p>	<p>第41条 (配当金の除斥期間) 期末配当金及び中間配当金が、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払いの義務を免れる。 2. 未払いの期末配当金及び中間配当金には利息をつけない。</p>

以上